

アミカス市民グループ活動支援事業（補助金なし） 実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、福岡市男女共同参画推進センター・アミカス（以下「アミカス」という。）が、男女共同参画の推進を自らの課題ととらえ自主的に活動する市民グループを支援する「アミカス市民グループ活動支援事業」（以下「支援事業」という。）のうち補助金を交付しない事業を実施するに当たり、必要な事項を定め、その適正な運営を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) グループ 営利を目的とせず、公益の増進に寄与する活動を行っている、任意団体又は法人をいう。ただし、任意団体については、3人以上で構成され、組織の運営に関する規則（規約、会則等）があり、法人については、特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、又は公益財団法人に限る。
- (2) 特定非営利活動法人 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に定めるところにより設立された法人をいう。
- (3) 一般社団法人又は一般財団法人 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）の定めるところにより設立された一般社団法人又は一般財団法人をいう。
- (4) 公益社団法人又は公益財団法人 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）の定めるところにより、行政庁の公益認定を受けた公益社団法人又は公益財団法人をいう。

（支援事業の対象となる事業）

第3条 支援事業の対象となる事業は、福岡市男女共同参画を推進する条例（平成16年福岡市条例第5号）第3条に定める基本理念に沿うもので、かつ、広く市民に参加を呼びかけられる講座、講演会等とし、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 専ら営利を目的とせず、かつ、参加料負担があるときはその額が適切な範囲内であること。
 - (2) 特定の政党その他の政治的団体又は宗教を支持し、又はこれに反対する等の活動でないこと。
 - (3) 政治的な立場等、特定の主義主張に立脚しており、かつ、本市が支援することにより行政の中立性を損なうおそれがあると判断されるものでないこと。
 - (4) 法令及び公序良俗に反していないこと。
 - (5) その他支援すべきでない特段の事情がないこと。
- 2 実施会場は原則としてアミカスとする。アミカスが利用できない場合等は本市の公共施設を利用するものとする。

（グループの要件）

第4条 支援を申請しようとするグループ（以下「申請グループ」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) グループの代表者、所在地、連絡先等が明確であること。
- (2) 福岡市内を中心に活動していること。
- (3) 男女共同参画の推進に資する活動をしていること。
- (4) 企画から実施まで主体的に行う能力を有すること。
- (5) 特定の政党その他の政治的団体又は宗教団体（支援を行うことを決定した場合でも、本市がこれらの団体を支持し、又は振興していると認められないときを除く。）でないこと。
- (6) その他支援を行うことが適当でないと認められるものでないこと。

(暴力団の排除)

第5条 市長は、福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。以下「暴排条例」という。）第6条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

2 市長は、申請グループが次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、支援を行わないものとする。

(1) 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員が代表者（団体が法人である場合は、その役員）となっているもの。

(2) 暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するもの。

3 市長は、暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、申請グループに対し代表者（申請グループが法人である場合には役員）の氏名（ふりがなを付したもの）、生年月日の個人情報を記載した役員名簿の提出を求めるものとする。

(支援の内容)

第6条 支援の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) アミカスを会場とする場合の会場使用料の免除

(2) 広報

(3) 指導、助言及び情報提供

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

(支援の期間)

第7条 支援の期間は、支援決定の年度内とする。

(支援事業の公募)

第8条 市長は、支援事業を行うにあたっては、公募により行うものとする。

(支援の申請)

第9条 申請グループは、「アミカス市民グループ活動支援事業（補助金なし）」申請書（様式第1号のイ）に必要事項を記載のうえ、次の各号に掲げる書類を添えて、別に定める期日までに市長に提出しなければならない。なお、名義後援申請書も併せて提出しなければならない。

(1) 企画書

(2) 組織の運営に関する規則（規約・会則等）

(3) 役員名簿（住所、氏名（ふりがな）、生年月日を記載したもの。ただし、任意団体については、代表者以外の役員の生年月日の記載は必要がないものとする。）

(4) 活動内容及び実績が分かる資料（チラシ等）

(支援の決定)

第10条 市長は、前条の規定による申請があったときは、申請内容を精査し、支援の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により支援の決定を行うに当たっては、必要な条件を付することができる。

3 市長は、支援を行うことを決定した場合は、申請グループに対して「アミカス市民グループ活動支援事業（補助金なし）」支援決定通知書（様式第2号のイ）により通知するものとする。

4 市長は、支援を行わないことを決定した場合は、申請グループに対して「アミカス市民グループ活動支援事業」不採用決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(支援決定の取消)

第11条 市長は、支援を受けることが決定したグループ（以下「支援グループ」という。）が、次の各号のいずれかに該当する場合は、支援決定後であっても支援の決定を取り消すものとする。

(1) 第3条に該当しない事業を行おうとすること、又は、行ったことが判明した場合。

(2) 第4条に規定する要件を満たさないことが判明した場合。

(3) 第5条第2項各号のいずれかに該当することが判明した場合。

- 2 市長は、前項の規定により支援の決定を取り消した場合は、当該グループに対して「アミカス市民グループ活動支援事業」支援取消決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。
- 3 市長は、第1項の規定による取消しを行った場合において、既に市が負担及び免除した費用は、期限を付して実費相当額等の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（変更の申請）

第12条 支援グループは、支援の決定の通知を受けた後において、次の各号のいずれかに該当する場合は、「アミカス市民グループ活動支援事業」変更申請書（様式第5号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

(1) 支援対象事業の内容の変更をする場合

(2) 天災地変その他事情の変更により中止する場合（支援グループの責めに帰すべき事情による場合を除く。）

- 2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、第10条第1項及び第2項の規定に準じて変更の可否を決定し、「アミカス市民グループ活動支援事業」変更申請結果通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（支援対象事業申請取下げの場合の手続き）

第13条 支援グループは、支援対象事業の申請を取下げる場合は、「アミカス市民グループ活動支援事業（補助金なし）」申請取下書（様式第7号のイ）を市長に提出しなければならない。

（報告）

第14条 支援グループは、支援対象事業の完了後、原則1か月以内に、「アミカス市民グループ活動支援事業（補助金なし）」実績報告書（様式第8号のイ）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

(1) 実施概要報告書

(2) その他市長が必要と認める書類

（責任）

第15条 支援対象事業の実施に当たっては、原則として支援グループの責任で行うものとする。

- 2 支援対象事業の実施に伴い生じた事故・疾病その他災害等については、支援グループの責任と負担で対処するものとする。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は実施細目の定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

「アミカス市民グループ活動支援事業（補助金なし）」申請書

年 月 日

(あて先) 福岡市長

(申請者)

住 所 :

グループ名 :

代表者職 :

代表者氏名 :

年度「アミカス市民グループ活動支援事業（補助金なし）」について、支援を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 テーマ（タイトル）

2 事業の目的

3 企画内容
別紙のとおり

<添付書類チェックリスト>

企画書

グループの規約または会則等

役員名簿

活動内容及び実績がわかる資料等（チラシ等）

「アミカス市民グループ活動支援事業（補助金なし）」支援決定通知書

第 号
年 月 日

様

福岡市長
(市民局男女共同参画部事業推進課)

年 月 日付をもって申請のあった「アミカス市民グループ活動支援事業（補助金なし）」について、下記のとおり支援することに決定しましたので通知します。

記

1 テーマ（タイトル）

2 条件

「アミカス市民グループ活動支援事業」不採用決定通知書

第 号
年 月 日

様

福岡市長
(市民局男女共同参画部事業推進課)

年 月 日付をもって申請のあった「アミカス市民グループ活動支援事業」について、下記のとおり不採用となりましたのでお知らせいたします。

記

1 テーマ (タイトル)

2 不採用の理由

1 選考結果による不採用。

2 アミカス市民グループ活動支援事業 (補助金なし) 実施要綱
第 条 第 項の規定により不採用。

「アミカス市民グループ活動支援事業」支援取消決定通知書

第 号
年 月 日

様

福岡市長
(市民局男女共同参画部事業推進課)

年 月 日付 市事第 号により支援の決定をした「アミカス市民グループ活動支援事業」について、下記のとおり支援取消を決定しましたので通知いたします。

記

1 テーマ (タイトル)

2 支援取消決定の理由

1 アミカス市民グループ活動支援事業実施要綱 第 条 第 項の規定により取消。

「アミカス市民グループ活動支援事業」変更申請書

年 月 日

(あて先) 福岡市長

(申請者)
住 所 :
グループ名 :
代表者職 :
代表者氏名 :

年 月 日付 市事第 号により支援の決定を受けました、「アミカス市民グループ活動支援事業」の内容について、下記のとおり一部変更したいので申請します。

1 テーマ (タイトル)

--

2 変更理由

--

3 変更の内容

変更前	
変更後	

「アミカス市民グループ活動支援事業」変更申請結果通知書

第 号
年 月 日

様

福岡市長
(市民局男女共同参画部事業推進課)

年 月 日付をもって申請のあった「アミカス市民グループ活動支援事業」の変更について、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 テーマ (タイトル)

- 2 申請内容
【変更前】

【変更後】

- 3 決定内容

- 4 その他

「アミカス市民グループ活動支援事業（補助金なし）」申請取下書

年 月 日

(あて先) 福岡市長

(申請者)

住 所 :

グループ名 :

代表者職 :

代表者氏名 :

年 月 日付 市事第 号の決定通知に係る「アミカス市民グループ活動支援事業（補助金なし）」については、下記の理由により実施しないので支援の取下を申請します。

記

1 テーマ (タイトル)

2 事業実施予定日

3 取下理由

「アミカス市民グループ活動支援事業（補助金なし）」実績報告書

年 月 日

(あて先) 福岡市長

(申請者)

住 所 :

グループ名 :

代表者職 :

代表者氏名 :

年 月 日付 市事第 号により支援の決定を受けました、「アミカス市民グループ活動支援事業（補助金なし）」について、下記のとおり報告します。

記

1 テーマ (タイトル)

2 事業の実施状況

補助事業の経過又は成果を証する書類等 別紙のとおり